

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 (06-6208-9986)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	業務の体制整備命令
概要	厚生労働省令で定める基準に適合しなくなった場合においては、基準に適合するようにその業務の体制を整備することを命じることがあります。
根拠法令等 及び条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第72条の2第1項 (昭和35年8月10日法律 第145号)
処分基準	薬局開設者又は店舗販売業者に対して、その薬局又は店舗が第5条第2号又は第26条第4項第2号の規定に基づく厚生労働省令で定める基準に適合しなくなった場合においては、当該基準に適合するようにその業務を行う体制を整備することを命ずる。
ホームページ	
備考	